

短時間労働者雇用管理改善等助成金制度の改正について

1. 短時間労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組を促すとともに、正社員への転換制度や短時間正社員制度の導入、さらには、短時間労働者の能力開発を支援するため、助成内容を見直すこととしたものである。

2. 助成要件及び支給額

短時間労働者の雇用管理の改善等のための次のいずれかの措置について、新たに実施する事業主に対し、それぞれに定める額を支給する。

助 成 要 件	支給額
短時間労働者の能力又は職務の内容に応じた処遇について、通常の労働者と共通の制度を設け、当該制度の適用を受けた労働者が1人以上生じた場合	50万円
短時間労働者の能力又は職務の内容に応じた処遇に係る制度を設け、当該制度の適用を受けた労働者が1人以上生じた場合	30万円
短時間労働者の通常の労働者への転換に関する制度を設け、当該制度の適用を受けた労働者が1人以上生じた場合	30万円
短時間正社員制度を設け、当該制度の適用を受けた労働者が1人以上生じた場合	30万円
短時間労働者に対する、通常の労働者との均衡を考慮した教育訓練に関する制度を設け、当該制度の適用を受けた労働者が延べ30人以上生じた場合	30万円
短時間労働者に対する健康診断の実施又は通勤にかかる便宜の供与に関する制度を設け、当該制度の適用を受けた労働者が1人以上生じた場合（ただし、上記のいずれかの措置に関し、本助成金の支給を受けた事業主に限る。）	30万円